

## 【小川町】水道料金

区分	用途	料金		
		基本料金(1か月)	超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)	
計量栓	料金			
	用途別	水量	料金	
	家事用	10m <sup>3</sup>	1,000 円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで 120 円 20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで 135 円 30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで 150 円 50m <sup>3</sup> を超えるもの 170 円
	営業用 会社用 官公署 学校 病院	10m <sup>3</sup>	1,400 円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで 150 円 20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで 170 円 30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで 190 円 50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで 205 円 100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで 230 円 200m <sup>3</sup> を超えるもの 260 円
	公衆浴場 プール用	100m <sup>3</sup>	9,600 円	100m <sup>3</sup> を超えるもの 130 円
	臨時用 娯楽用	10m <sup>3</sup>	2,300 円	10m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで 240 円 50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで 255 円 100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで 275 円 200m <sup>3</sup> を超えるもの 295 円

ここから

## 近隣自治体の料金表

(口径別採用自治体)

## (2) 計量器料金

公称口径	1月料金	公称口径	1月料金
13 mm	60 円	40 mm	230 円
20 mm	110 円	50 mm	900 円
25 mm	120 円	75 mm	1,200 円
30 mm	200 円	100 mm	1,500 円

【嵐山町】水道料金

区分	基本料金		超過料金	
	使用水量	1箇月当たりの料金	使用水量	1 m <sup>3</sup> 当たりの料金
口径13及び 口径20mm	5 m <sup>3</sup> まで	500円	6 m <sup>3</sup> から10 m <sup>3</sup> まで	75円
			11 m <sup>3</sup> から20 m <sup>3</sup> まで	85円
			21 m <sup>3</sup> から30 m <sup>3</sup> まで	140円
			31 m <sup>3</sup> から50 m <sup>3</sup> まで	190円
			51 m <sup>3</sup> 以上	220円
口径25mm	10 m <sup>3</sup> まで	3,000円	11 m <sup>3</sup> から20 m <sup>3</sup> まで	100円
口径30mm	10 m <sup>3</sup> まで	4,000円	21 m <sup>3</sup> から30 m <sup>3</sup> まで	170円
口径40mm	10 m <sup>3</sup> まで	7,000円	31 m <sup>3</sup> から50 m <sup>3</sup> まで	220円
口径50mm	10 m <sup>3</sup> まで	11,000円	51 m <sup>3</sup> 以上	265円
口径75mm	10 m <sup>3</sup> まで	23,000円		
口径100mm	10 m <sup>3</sup> まで	40,000円		
臨時用	—	—	1 m <sup>3</sup> 当たり 1,000円	

【滑川町】水道料金

メーター口径	基本料金(1カ月につき) 使用水量 10m <sup>3</sup> まで	超過料金 使用水量 1m <sup>3</sup> につき
13mm 及び 20mm	800円	11～20m <sup>3</sup> 130円 21～30m <sup>3</sup> 150円 31～75m <sup>3</sup> 170円 76m <sup>3</sup> 以上 200円
25mm から 50mm	1,100円	11～20m <sup>3</sup> 150円 21～30m <sup>3</sup> 170円 31～75m <sup>3</sup> 200円 76m <sup>3</sup> 以上 220円
75mm 以上	1,300円	11～40m <sup>3</sup> 160円 41～80m <sup>3</sup> 200円 81m <sup>3</sup> 以上 240円

【東松山市】水道料金

メーター口径	基本料金(1か月)		超過料金	
	使用水量	料金 (円)	使用水量	料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり・円)
13 mm	10 m <sup>3</sup> まで	750	11 m <sup>3</sup> から 15 m <sup>3</sup> まで	85
20 "	"	750	16 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	115
25 "	"	750		
30 "	"	5,600	31 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	150
40 "	"	10,100		
50 "	"	15,000	51 m <sup>3</sup> から 80 m <sup>3</sup> まで	190
75 "	"	38,600	81 m <sup>3</sup> から 120 m <sup>3</sup> まで	225
100 "	"	64,500		
150 "	"	142,000	121 m <sup>3</sup> 以上	255
200 "	"	200,000		
			プール及び浴場用は、11 m <sup>3</sup> 以上	135

備考

- 1 地区外給水料金の1 m<sup>3</sup>当たり料金は、別に管理者が定める。
- 2 私設消火栓の料金は放水時間10分以内は、960円とする。

【吉見町】水道料金

区分	基本料金(1箇月)		超過水量	
	使用水量	料金	使用水量	1 m <sup>3</sup> につき
口径 13 mm	10 m <sup>3</sup> まで	950 円	11 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	120 円
口径 20 mm	10 m <sup>3</sup> まで	1,100 円	31 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	140 円
口径 25 mm	10 m <sup>3</sup> まで	3,500 円		
口径 30 mm	10 m <sup>3</sup> まで	6,000 円	51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	165 円
口径 40 mm	10 m <sup>3</sup> まで	14,000 円	101 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup> まで	190 円
口径 50 mm	10 m <sup>3</sup> まで	29,000 円		
口径 75 mm	1,000 m <sup>3</sup> まで	240,000 円	501 m <sup>3</sup> から 1,000 m <sup>3</sup> まで	220 円
口径 100 mm	1,000 m <sup>3</sup> まで	250,000 円	1,001 m <sup>3</sup> から 3,000 m <sup>3</sup> まで	255 円
口径 150 mm	1,000 m <sup>3</sup> まで	350,000 円	3,001 m <sup>3</sup> から 5,000 m <sup>3</sup> まで	250 円
口径 200 mm	1,000 m <sup>3</sup> まで	400,000 円	5,001 m <sup>3</sup> 以上	245 円
臨時			1 m <sup>3</sup> 以上	300 円

(2) 私設消火栓1回(放水時間10分以内)につき 900円

【川島町】水道料金

		料金区分	基本料金 1箇月につき 10m <sup>3</sup> まで	従量料金(1箇月につき) 1 m <sup>3</sup> あたり				
需要区分		メーター口径		11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> 以上
専用及 び共用 給水装 置	一般用	16mm以下	688円	110円	140円	170円	190円	210円
		20mm	744円					
		25mm	2,374円					
		30mm	3,931円					
		40mm	6,710円					
		50mm	16,643円					
		75mm	24,215円					
		100mm	31,715円					
臨時用			1m <sup>3</sup> につき 300円					

【ときがわ町】水道料金

用途	使用水量	基本料金(1か月)			水量料金	
		メーターの種類及び口径		料金	使用水量	料金(1m <sup>3</sup> につき)
		羽根車式	電磁式			
専用給水 装置	5m <sup>3</sup> まで	13mm		1,520円	6m <sup>3</sup> から 10m <sup>3</sup> まで	50円
		20mm		2,330円	11m <sup>3</sup> から 30m <sup>3</sup> まで	
		25mm		3,790円	31m <sup>3</sup> から 50m <sup>3</sup> まで	240円
		30mm		5,255円	51m <sup>3</sup> から 100m <sup>3</sup> まで	
		40mm		11,525円	101m <sup>3</sup> から	300円
		50mm		17,445円		
		75mm		42,655円		
		100mm	50mm	70,795円		
共用給水 装置	5m <sup>3</sup> まで	13mm		1,520円	6m <sup>3</sup> から 10m <sup>3</sup> まで	50円
		20mm		2,330円	11m <sup>3</sup> から 30m <sup>3</sup> まで	
		25mm		3,790円	31m <sup>3</sup> から 50m <sup>3</sup> まで	240円
					51m <sup>3</sup> から 100m <sup>3</sup> まで	
			101m <sup>3</sup> から	300円		
臨時用					1m <sup>3</sup> から	300円

【東秩父村】水道料金

料金 種別	基本料金(1か月)		水量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)
	水量	料金	
一般用	10 m <sup>3</sup>	1,400 円	11 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで 120 円
営業用	10 m <sup>3</sup>	1,400 円	31 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで 150 円 51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで 170 円 101 m <sup>3</sup> 以上 200 円

(2) メーター使用料

口径	料金
13mm	80 円
20mm	140 円
25mm	150 円
30mm	250 円
40mm	400 円
50mm	800 円

【寄居町】水道料金 (2 か月)

口径別	基本料金	水量料金(1 m <sup>3</sup> につき)	
		一般用	臨時用
13 mm	2,330 円	20 m <sup>3</sup> まで	210 円
			0 円
		20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	155 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	170 円
		100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	190 円
		500 m <sup>3</sup> を超えるもの	210 円
20 mm	7,450 円	100 m <sup>3</sup> まで	170 円
25 mm	13,340 円	100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	190 円
30 mm	21,110 円	500 m <sup>3</sup> を超えるもの	210 円
40 mm	40,360 円		
50 mm			
75 mm	77,620 円		
100 mm			
150 mm	149,280 円		
200 mm			

【鳩山町】水道料金

用途区分	基本料金(1か月)			超過料金	
	使用水量	メーター口径	料金	使用水量	料金(㎡につき)
一般用及び 営業用	10 ㎡まで	13 mm	880 円	10 ㎡を超え 15 ㎡まで	115 円
		20 mm	980 円	15 ㎡を超え 20 ㎡まで	125 円
		25 mm	1,880 円	20 ㎡を超え 30 ㎡まで	140 円
		40 mm	5,980 円	30 ㎡を超え 50 ㎡まで	170 円
		50 mm	8,380 円	50 ㎡を超え 100 ㎡まで	210 円
		75 mm	22,380 円	100 ㎡を超える分	240 円
		100 mm	41,880 円		
臨時用	10 ㎡まで	25 mm以下	3,000 円	10 ㎡を超える分	350 円

【越生町】水道料金(1か月)

料金区分		基本料金 (10m3まで の水量料金 を含む)	水量料金				備考	
			使用水量料金					
需要区分			11~30m <sup>3</sup>	31~50m <sup>3</sup>	51~70m <sup>3</sup>	71m <sup>3</sup> ~		
専用 給水 装置	一般 用	口径	円	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につ き 225 円	1m <sup>3</sup> につ き 270 円	一般家庭用 営業用 官公署用 工場用等に 使用するもの
		13mm	1,550	160 円	210 円			
		20mm	2,100					
		25mm	3,100					
		30mm	4,200					
		40mm	7,700					
		50mm	11,700					
	75mm	28,000						
	100mm以上	47,000						
		臨時 用	13mm	5,400	1m <sup>3</sup> につき 290 円			
	20mm		7,000					
	25mm		10,000					
共用給 水装置		13mm	1,550	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につ き 225 円	1m <sup>3</sup> につ き 270 円	
		20mm	2,100	160 円	210 円			
		25mm	3,100					

【毛呂山町】水道料金

種別	料金 メーター口径(mm)	基本料金 (1月につき)		従量料金	
		基本水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	段階区分	料金(円) (1m <sup>3</sup> につき)
専用 給水 装置 及び 共用 給水 装置	13		958	使用水量 5m <sup>3</sup> まで	16
				使用水量 6m <sup>3</sup> から 10m <sup>3</sup> まで	20
				使用水量 11m <sup>3</sup> から 20m <sup>3</sup> まで	122
				使用水量 21m <sup>3</sup> から 30m <sup>3</sup> まで	147
	20		1,162	使用水量 31m <sup>3</sup> から 50m <sup>3</sup> まで	174
				使用水量 51m <sup>3</sup> から 70m <sup>3</sup> まで	208
				使用水量 71m <sup>3</sup> 以上	240
				25	1,860
	40	3,880	使用水量 11m <sup>3</sup> から 20m <sup>3</sup> まで	144	
	50	7,780	使用水量 21m <sup>3</sup> から 30m <sup>3</sup> まで	174	
	75	15,000	使用水量 31m <sup>3</sup> から 50m <sup>3</sup> まで	204	
	100	28,000	使用水量 51m <sup>3</sup> から 70m <sup>3</sup> まで	246	
	150	60,700	使用水量 71m <sup>3</sup> 以上	282	
	200	109,900			
臨時用	20 まで	5,600	使用水量 21m <sup>3</sup> 以上	305	

【熊谷市】水道料金

種別	基本料金(1月につき)		従量料金(1m <sup>3</sup> につき)
	メーターの口径	料金	
一般用	13 mm	10 m <sup>3</sup> まで 1,320 円	10 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> までの分 176 円
	20 mm (16 mmを含む。)	10 m <sup>3</sup> まで 1,386 円	15 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分 187 円
			20 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> までの分 231 円
	25 mm	10 m <sup>3</sup> まで 1,452 円	40 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの分 242 円
			50 m <sup>3</sup> を超える分 253 円
	30 mm	2,244 円	10 m <sup>3</sup> までの分 44 円
	40 mm	3,960 円	10 m <sup>3</sup> を超える分 上欄に同じ
	50 mm	9,900 円	
75 mm	15,840 円		
100 mmから 150 mmまで	26,400 円		
公衆浴場用		100 m <sup>3</sup> まで 3,960 円	100 m <sup>3</sup> を超える分 44 円
臨時用			1 m <sup>3</sup> につき 462 円

【坂戸・鶴ヶ島水道企業団】水道料金

種別	基本料金		水量料金		
	メーター口径		1箇月につき	水量	1 m <sup>3</sup> につき
	羽根車式	電磁式			
専用給水装置	13 mm		円 520	10 m <sup>3</sup> まで	78 円
	20 mm		円 750	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	98 円
	25 mm		円 1,400	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	124 円
	40 mm		円 4,900	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	155 円
	50 mm		円 8,800	100 m <sup>3</sup> を超え 300 m <sup>3</sup> まで	185 円
	75 mm		円 25,600	300 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	215 円
	100 mm	50 mm	円 54,600	500 m <sup>3</sup> を超え 15,000 m <sup>3</sup> まで	250 円
	150 mm	75 mm	円 75,600	15,000 m <sup>3</sup> を超える分	200 円
	私設消火栓	消防の演習に使用する場合 10分まで、2,500円 1分増すごとに250円を加算			
特別販売	水道水を特別に販売する場合 1立方メートルにつき250円				

【川越市】水道料金

用途	基本料金 (1か月)		従量料金	
	メーターの口径	料金	使用水量	料金 (1 m <sup>3</sup> につき)
一般用	13 mm	250 円	8 m <sup>3</sup> まで	60 円
	20 mm	380 円	8 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> まで	85 円
	25 mm	850 円	15 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	125 円
	30 mm	1,550 円	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	185 円
	40 mm	2,950 円	50 m <sup>3</sup> を超え 150 m <sup>3</sup> まで	240 円
	50 mm	5,500 円	150 m <sup>3</sup> を超え 250 m <sup>3</sup> まで	300 円
	75 mm	11,500 円	250 m <sup>3</sup> を超える分	350 円
	100 mm	18,500 円		
	150 mm	40,000 円		
	200 mm以上	管理者が定める額		
公衆浴場用	5,000 円		使用水量が 100 m <sup>3</sup> を超える分について 1 m <sup>3</sup> につき 60 円	
プール用			1 m <sup>3</sup> につき 140 円	
臨時用			1 m <sup>3</sup> につき 350 円	
私設消火栓用			消防の演習又は管理者が特に使用を承認する場合に給水する料金は、一消火栓の給水時間 15分ごとに2,850円(当該給水時間が15分に満たない場合の給水時間は、15分とする。)	



【さいたま市】水道料金

用途水道メーター口径		基本料金(1か月)		水量料金(1 m <sup>3</sup> につき)		
		水量	金額	水量	金額	
一般用	13 mm	8 m <sup>3</sup> まで	890 円	水道メーター口径 25 mm以下	8 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	175 円
	20 mm		1,080 円		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの分	220 円
	25 mm		1,750 円		30 m <sup>3</sup> を超える分	310 円
	40 mm		14,800 円	水道メーター口径 40 mm以上	60 m <sup>3</sup> までの分	310 円
	50 mm		38,200 円		60 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> までの分	345 円
	75 mm		86,500 円		500 m <sup>3</sup> を超える分	395 円
	100 mm		184,500 円			
	150 mm		310,900 円			
200 mm		988,300 円				
共同住宅用		8 m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量まで	890 円に世帯数を乗じて得た額		8 m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量を超え 20 m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量までの分	175 円
					20 m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量を超え 30 m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量までの分	220 円
					30 m <sup>3</sup> に世帯数を乗じて得た水量を超える分	310 円
公衆浴場用			1,750 円			175 円
プール用	50 mm		38,200 円			175 円
	75 mm		86,500 円			
	100 mm		184,500 円			

ここから

## 用途別の自治体

【羽生市】水道料金

給水装置の種別	料率用途	基本料金 1 か月につき		超過料金 1 か月あたり 1 m <sup>3</sup> につき
		水量	料金	
専用給水装置	一般用	10 m <sup>3</sup> まで	1,000 円	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで 120 円 20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで 140 円 30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 160 円 50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 180 円 100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで 200 円 200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで 220 円 500 m <sup>3</sup> を超えるもの 240 円
	湯屋営業用	100 m <sup>3</sup> まで	6,600 円	66 円
	臨時用	10 m <sup>3</sup> まで	2,000 円	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで 240 円 20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで 280 円 30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 320 円 50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 360 円 100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで 400 円 200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで 440 円 500 m <sup>3</sup> を超えるもの 480 円
私設消火栓	消防の演習に使用した場合は、1 回 10 分ごとに 850 円とする。ただし、10 分に満たない場合は、10 分として計算する。			

【蕨市】水道料金

用途	料金基本料金(1か月につき)		超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	
	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)
家事用	10	900	10を超え20までの分	135
			20を超え30までの分	155
			30を超え50までの分	200
			50を超え70までの分	220
			70を超える分	270
営業用	10	1,000	10を超え20までの分	175
			20を超え40までの分	200
			40を超え70までの分	230
			70を超え100までの分	300
公共施設等用	10	1,250	100を超える分	330
			10を超え40までの分	220
			40を超え70までの分	240
			70を超え100までの分	270
公衆浴場用	100	9,000	100を超える分	130
消火栓	1栓1回10分ごと		2,400(私設屋外演習用)	
			1,200(私設屋内演習用)	

【三郷市】水道料金

(1) 専用給水装置

用途	基本料金(1月につき)		超過料金	
	水量	金額	使用水量	1㎡の金額
一般家庭用及び営業用	10㎡までの分	700円	10㎡を超え 20㎡までの分	125円
			20㎡を超え 30㎡までの分	160円
			30㎡を超え 40㎡までの分	200円
			40㎡を超え 50㎡までの分	230円
			50㎡を超える分	250円
官公署用		700円	10㎡を超える分	230円
工場用	40㎡までの分	2,800円	40㎡を超え 100㎡までの分	230円
			100㎡を超える分	250円
病院用		2,800円	40㎡を超え 100㎡までの分	180円
			100㎡を超える分	200円
学校用		2,800円	40㎡を超える分	210円
浴場営業用		2,800円	40㎡を超える分	100円
臨時用	10㎡までの分	4,000円	10㎡を超える分	400円
公立プール用	1㎡につき 125円			

(2) 共用給水装置 1箇所につき

基本料金(1月につき)		超過料金	
水量	金額	使用水量	1㎡の金額
10㎡までの分	700円	10㎡を超え 20㎡までの分	125円
		20㎡を超え 30㎡までの分	160円
		30㎡を超え 40㎡までの分	200円
		40㎡を超え 50㎡までの分	230円
		50㎡を超える分	250円

【吉川市】水道料金

用途	基本料金(1月)		超過料金(1月) 1㎡当たり	
	使用水量	料金	使用水量	料金
一般用 官公署用 営業用	10㎡	950円	11㎡以上 20㎡	130円
			21㎡以上 30㎡	155円
			31㎡以上 50㎡	220円
			51㎡以上 70㎡	280円
			71㎡以上 100㎡	350円
			101㎡以上	420円
臨時用	10㎡	5,000円	11㎡以上	500円

【蓮田市】水道料金

1 水道料金					
区分	用途	基本料金(2箇月につき)		超過料金	
		水量	料金	水量	料金(1m <sup>3</sup> につき)
専用給水装置	一般用	20m <sup>3</sup> まで	2,320 円	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの分	170 円
				40m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの分	190 円
				60m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	210 円
				100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	230 円
				200m <sup>3</sup> を超え 300m <sup>3</sup> までの分	300 円
				300m <sup>3</sup> を超える分	310 円
				営業用	20m <sup>3</sup> まで
	40m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの分	190 円			
	60m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	210 円			
	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	230 円			
	200m <sup>3</sup> を超え 300m <sup>3</sup> までの分	300 円			
	300m <sup>3</sup> を超える分	310 円			
	学校用	200m <sup>3</sup> まで	42,100 円		
				400m <sup>3</sup> を超え 600m <sup>3</sup> までの分	340 円
				600m <sup>3</sup> を超える分	350 円
	官公署用	100m <sup>3</sup> まで	19,600 円	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	240 円
				200m <sup>3</sup> を超え 400m <sup>3</sup> までの分	320 円
				400m <sup>3</sup> を超え 600m <sup>3</sup> までの分	340 円
				600m <sup>3</sup> を超える分	350 円
	工場その他大口用	200m <sup>3</sup> まで	42,100 円	200m <sup>3</sup> を超え 600m <sup>3</sup> までの分	320 円
600m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> までの分				330 円	
1,000m <sup>3</sup> を超え 2,000m <sup>3</sup> までの分				350 円	
2,000m <sup>3</sup> を超え 3,000m <sup>3</sup> までの分				380 円	
3,000m <sup>3</sup> を超える分				400 円	
共用給水装置	一般用	20m <sup>3</sup> まで	2,320 円	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの分	170 円
				40m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの分	190 円
				60m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	210 円
				100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	230 円

				200m <sup>3</sup> を超え 300m <sup>3</sup> までの分	300 円
				300m <sup>3</sup> を超える分	310 円
2 水道メーター使用料金					
口径 mm			2箇月につき		
13					110 円
20					210 円
25					300 円
30					450 円
40					680 円
50					3,060 円
75					3,400 円
100					4,000 円
150					6,200 円

【美里町】水道料金

(1) 専用及び共用給水装置の基本料金及び従量料金

用途区分	基本料金(1月につき)	従量料金(1㎡につき)	
		使用水量	料金
一般用	500 円	10 ㎡まで	60 円
		10 ㎡を超え 50 ㎡まで	117 円
		50 ㎡を超え 500 ㎡まで	141 円
		500 ㎡を超え 1,000 ㎡まで	152 円
		1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡まで	170 円
		2,000 ㎡を超えるもの	199 円
臨時用	2,200 円	10 ㎡まで	0円
		10 ㎡を超えるもの	199 円

(2) メーター使用料 1月につき

メーター口径区分	メーター使用料
口径 13 mm以下	64 円
口径 20 mm以下	150 円
口径 25 mm以下	213 円
口径 50 mm以下	534 円
口径 75 mm以上	1,600 円

【神川町】水道料金

料金用途	基本料金(1箇月)		水量料金(1㎡当り)	
	水量	料金	水量	料金
一般用	10 ㎡	1,200 円	11 ㎡~30 ㎡	170 円
			31 ㎡~50 ㎡	180 円
			51 ㎡~100 ㎡	200 円
			101 ㎡~200 ㎡	220 円
			201 ㎡以上	240 円
臨時用	10 ㎡	2,500 円	11 ㎡以上	300 円

【桶川北本水道企業団】水道料金

(1) 基本料金及び水量料金

基本料金	水量料金（1 m <sup>3</sup> につき）	
	水量	金額
670円	10 m <sup>3</sup> までの分	50円
	10 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> までの分	170円
	25 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの分	190円
	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	210円
	100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> までの分	230円
	500 m <sup>3</sup> を超える分	250円

(2) メーター使用料

口径	金額	口径	金額
13 mm	60円	50 mm	1,000円
20 "	120円	75 "	1,400円
25 "	150円	100 "	2,000円
30 "	180円	150 "	4,000円
40 "	320円	200 "	6,100円

【小川町】水道料金

区分	用途	料金			
		料金	基本料金(1か月)		超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)
			水量	料金	
計量栓	家事用	10m <sup>3</sup>	1,000円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで 120円 20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで 135円 30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで 150円 50m <sup>3</sup> を超えるもの 170円	
	営業用 会社用 官公署 学校 病院	10m <sup>3</sup>	1,400円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで 150円 20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで 170円 30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで 190円 50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで 205円 100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで 230円 200m <sup>3</sup> を超えるもの 260円	
	公衆浴場 プール用	100m <sup>3</sup>	9,600円	100m <sup>3</sup> を超えるもの 130円	
	臨時用 娯楽用	10m <sup>3</sup>	2,300円	10m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで 240円 50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで 255円 100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで 275円 200m <sup>3</sup> を超えるもの 295円	

(2) 計量器料金

公称口径	1月料金	公称口径	1月料金
13 mm	60円	40 mm	230円
20 mm	110円	50 mm	900円
25 mm	120円	75 mm	1,200円
30 mm	200円	100 mm	1,500円

検討すべき事項について

- ・用途別か口径別の決定
- ・基本水量の設定
- ・基本料金の設定
- ・超過水量の区分及び金額設定
- ・計量器(メーター)料金の取り扱い